

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	第2次和泉市都市計画マスタープラン（案）市民説明会
開催日時	平成28年5月6日（金）19時00分～
開催場所	和泉シティプラザ 地下1階 多目的室
出席者	都市デザイン部都市政策課長、その他事務局5名
会議の議題	第2次和泉市都市計画マスタープラン（案）について（概要説明）
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・第2次和泉市都市計画マスタープラン（案）について ・質疑応答 ・その他 ・閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	参加者 13名

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

午後 7 時開会

(文中敬称略)

【司会】

定刻となりましたので、只今から第 2 次和泉市都市計画マスタープラン（案）にかかる説明会を開催させていただきます。

皆さん、こんばんは。

本日は足元が悪いうえ、平日のお忙しい中、また、お仕事のお疲れの中、お集まり頂き、誠にありがとうございます。

私、本日の進行役を勤めさせていただきます、都市政策課の節田でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

なお、会場の時間の関係上、1 時間程度の説明会とさせていただきますので、あらかじめ宜しくお願いいたします。

また、会議録作成のため IC レコーダーにより録音させていただいておりますが、会議録作成後は消去いたしますので、ご理解の程お願いいたします。

次に、個人が識別できないと認められる範囲内で写真撮影をさせていただきますので、あわせてご了承いただきますようお願いいたします。

最後に、省エネルギーの一層の推進を通じて、地球温暖化の防止を図るため、和泉市では 5 月より、環境省が提唱する『クールビズ』を実施しております。職員はノーネクタイ等軽装で参加させていただいておりますので、ご理解くださいますよう、併せてお願いいたします。

では、本日説明会の配布資料について確認させていただきます。

『第 2 次和泉市都市計画マスタープラン（案）概要書』と

『第 2 次和泉市都市計画マスタープラン（案）市民説明会 別冊資料』という題目の A 4 サイズの資料 2 部でございます。

お手元に資料が無い方は挙手をお願いいたします。

それでは、はじめに出席者の紹介をさせていただきます。

都市政策課長の菅野でございます。

都市政策課課長補佐の富高でございます。

都市政策課職員でございます。

以上、宜しくお願いいたします。

それでは、都市政策課長の菅野から挨拶させていただきます。

【菅野課長】

皆様、こんばんは。

平素は、本市の都市計画事業をはじめ、行政各般にわたり、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、和泉市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づいて市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年後を想定した本市の将来像を示すとともに、今後の土地利用の基本方針等を明らかなるもので、平成12年1月に策定いたしました。

その後15年以上が経過し、その間、数度の都市計画法の抜本的改革が行われるとともに、社会経済情勢等も著しく変化していることから、

平成25年度から改訂作業を行い、地域住民の皆様からのご意見や和泉市都市計画マスタープラン策定委員会での審議等を経て、この度「第2次和泉市都市計画マスタープラン（案）」が概ね完成いたしました。

このことから、計画案を市民の方々等に公表し、計画案に対して提出された意見・情報等を考慮して意思決定の手続きを経る必要があることから、4月11日（月）から5月11日（水）までパブリックコメントを実施しているところであります。

この後、担当のほうから、第2次和泉市都市計画マスタープラン（案）概要書に基づいて内容のご説明をさせていただきました後、ご質問を頂戴してまいりたいと考えております。

なお、計画案に対するご意見につきましては、現在実施中のパブリックコメントにより、ご意見をご提出していただきますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、説明会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

【司会】

それでは、資料をご説明いたします。なお、説明に25分程度要しますので、ご了承くださいますようお願いいたします。説明に際しましては、前方のスクリーンも使用いたしますので、ご覧頂きたいと存じます。

【事務局】

都市政策課の井阪でございます。

それでは、「第2次和泉市都市計画マスタープラン（案）」について概要をご説明させていただきます。本日、お配りしている資料に沿って、説明いたしますが前方スクリーンにもうつしますのであわせてご覧ください。

I 計画の前提

○都市計画マスタープランの位置づけ

まず、1ページの『I 計画の前提』の『○都市計画マスタープランの位置づけ』をご覧ください。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づき市が策定する計画で、本市のまちづくりにかかる全ての計画の基本となる「和泉市総合計画」及び大阪府が定める「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の上位計画に即して定めることとされています。

○策定の背景

次に、『○策定の背景』ですが、現行の都市計画マスタープランを平成12年に策定し、既に15年以上が経過しました。この間、少子高齢化の進行や情報社会の到来、地方分権の進展など大きく変化し、都市構造や行財政構造などに変化が生じるなど、成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。

平成28年3月に、大阪府において、『南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』が一部改定され、また現在、策定作業中の和泉市総合計画に即して、見直しを行っているものです。

○都市計画マスタープランの役割

次に、『○都市計画マスタープランの役割』ですが、「将来の目標となる都市像の提示」、「個別の都市計画を決定・変更する際の指針」、「都市計画施策の提示」、「市民と行政が協働で進めるまちづくりの指針」などの役割を持ちます。

○目標とする年次

2ページをご覧ください。

次に、『○目標とする年次』ですが、20年後の平成47年としております。ただし、このマスタープランは、まちづくりの長期的な方向性を示すもので、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含まれることから、硬直化した計画とならないよう、計画の進行管理を行いつつ、10年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で見直しを行うこととします。

○都市計画マスタープランの構成

次に、『○都市計画マスタープランの構成』についてご説明いたします。

都市計画マスタープランは、計画の位置づけや目標年次、都市計画の現状と課題などについて記載する「計画の前提」、将来都市像やまちづくりの目標、都市計画の目標、分野別の都市計画の方針などについて記載する「全体構想」、市内を4区分したそれぞれの地域について、地域特性にあわせたまちづくりの方針などを記載する「地

域別構想」、市民、事業者、行政の協働により主体的に取り組むまちづくりの方向性をテーマ別に整理した「取組みテーマ別構想」、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりの推進や、都市計画マスタープランの進行管理などについて記載する「都市計画マスタープランの実現に向けて」の5つで構成されます。

以上が計画の前提でございます。

Ⅱ 全体構想

○将来都市像及びまちづくりの目標

次に『Ⅱ全体構想』についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

まず、本マスタープランの上位計画である「第5次和泉市総合計画（案）」において設定された、将来都市像は「未来に躍進！活力と賑わいあふれる スマイル都市」であり、将来都市像の実現に向けたまちづくりの目標としては、

- ①子どもたちの笑顔があふれ、健康で文化的な、人にやさしいまち
 - ②まちの個性を伸ばし、新たな魅力と賑わいが創出されるまち
 - ③安らぎを感じながら生活を送ることができる、安心を実感できるまち
 - ④世代・地域を越えて、様々な交流が生まれるまち
 - ⑤豊かなまちの資源を次世代に引き継ぐことができる仕組づくり
- の5つが設定されています。

○都市計画の目標

次に、『○都市計画の目標』ですが、先ほど説明いたしました、将来都市像及びまちづくりの目標を踏まえ、「都市と自然の心地良さに人が集い、躍進し続けるまち・和泉」に設定し、都市計画の目標の実現に向け重視すべき視点としてサブテーマを

- 豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり
 - まちの活力を高める都市づくり
 - 環境と調和した持続可能な社会を実現する都市づくり
 - まち全体の安全性を高める都市づくり
 - まち全体の一体感を高める都市づくり
 - ストック活用を重視した都市づくり
 - 市民と事業者・行政の協働による都市づくり
- の7つを設定いたします。

○和泉市の人口推計

4ページをご覧ください。

次に、『○和泉市の人口推計』ですが、平成27年12月に「和泉市人口ビジョン」を策定しており、上位計画である『第5次和泉市総合計画(案)』が上位推計を目指して計画を推進することを受け、本マスタープランにおいても上位推計をもとに計画を推進するものでございます。

○将来都市構造

5ページをご覧ください。

次に、将来都市構造ですが、本市の将来の成り立ちを示すものとして、その地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」とそれらを結びつける「軸」の3つの要素による都市構造を設定するものでございます。

それでは、「ゾーン」についてご説明します。

第5次和泉市総合計画(案)において、土地利用の特性を踏まえて本市を「既成市街地ゾーン」、「新市街地ゾーン」、「産業集積ゾーン」、「自然活用ゾーン」、6ページに、「交流空間ゾーン」、「環境共生ゾーン」の6つに区分していることから、本マスタープランにおいても総合計画と同様に6つのゾーンを設定するものでございます。

続きまして、「拠点」についてご説明します。

拠点については、和泉府中駅及び和泉中央駅周辺において様々な都市機能が集積する「都市拠点」、北部および南部地域において地域活動の拠点となる「地域拠点」、産業機能の集積を図る「産業拠点」、市民のまなびの場が集積する「まなびの拠点」、緑の特性を活かしながらそれぞれの機能の充実を図る「緑の拠点」、スポーツや医療など特定分野の機能が集積する「その他の拠点」を位置づけするものでございます。

続きまして、「軸」についてご説明します。

軸については、本市の南北の骨格軸となる「中心都市軸」、主に東西方向で市内外を結ぶ「都市軸」、水や緑の連続した空間から構成される「水と緑のネットワーク軸」を設定するものでございます。

なお、都市構造については、周辺市町における都市機能との連携にも配慮しつつ、都市拠点、地域拠点などを中心に都市機能を集約させるとともに、これらを交通ネットワークにより連携強化を図る形の都市構造を目指します。

○都市計画の方針

7ページをご覧ください。

次に、『○都市計画の方針』についてご説明いたします。

この項では、分野別に7つの方針をたてております。

まず、『(1)土地利用方針』につきましましては、既存の市街地と自然環境を適切に維持・保全、活用していくことを基本として、豊かな自然環境や歴史文化遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図

るために、図で示しておりますとおり12の区分により、計画的な土地利用を進めようとするものです。

8ページをご覧ください。

『(2)交通の方針』につきましては、土地利用に関する計画と整合しつつ、自然環境との調和や産業振興などにも十分配慮した交通体系の形成を図ることとし、「交通需要に対応した幹線道路網の形成」や「生活道路の安全性の向上」など5つの基本方針を設定し取り組むこととしております。

次に、『(3)都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針』につきましては、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成と自然環境、歴史文化遺産などの保全と有効活用を図ることとし、「緑とうるおいのある公園・緑地の整備」や「南部の山間部や信太山丘陵市有地の緑の保全・活用」など9つの基本方針を設定し取り組むこととしております。

次に、『(4)その他公共施設の方針』につきましては、市民のニーズを踏まえた総合的かつ計画的な公共施設の整備及び維持管理を推進することとし、「上下水道などの公共施設や学校教育施設の充実」など7つの基本方針を設定し取り組むこととしております。

次に、『(5)市街地・集落及び住環境の方針』につきましては、長期にわたりコミュニティバランスを維持できる市街地及び集落の形成を目指し、安全・快適で魅力ある市街地の形成と、集落環境の安全性、利便性の向上などを図ることとし、「地域の性格に応じた既成市街地の構築」や「ニュータウンなどの高齢化・人口減少対策の推進」など8つの基本方針を設定し取り組むこととしております。

次に、『(6)都市防災・減災の方針』につきましては、災害に強い都市づくりを進めるとともに、自助・共助・公助の観点から防災・減災の体制強化に向けて、「治水・治山対策の推進」や「地震・火災対策などの推進」、又、「市民意識の向上」など6つの基本方針を設定し取り組むこととしております。

次に、『(7)都市景観の方針』につきましては、魅力的な都市景観の形成に向けて、「自然景観や自然的景観、良好な幹線道路沿道の景観形成」など6つの基本方針を設定し取り組むこととしております。

以上が、全体構想の主な内容でございます。

Ⅲ 地域別構想

続きまして、『Ⅲ 地域別構想』についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

地域別構想とは、全体構想と整合を図りつつ、地域ごとの特性や課題を踏まえて、地域の資源を活かした特徴的なまちづくりを展開していくため、地域の将来像やまちづくりの目標、まちづくりの方針を示すものです。

また、地域特性やコミュニティ環境などから、市域を北部、北西部、中部、南部の4地域に分けて、それぞれの構想を定めるものです。

策定にあたっては、まちづくりワークショップでの地域住民の意見などを参考にしつつ、地域の資源と課題を抽出し、地域の将来像を立て、目標とまちづくりの方針について検討いたしました。

なお、まちづくりの方針の表現は、地域が主体となって取り組むことや、地域と行政が連携しながら協働で取り組むことは、「・・・しましょう」という表現をもちいており、行政が主体となって取り組む内容は「・・・します」と使い分けております。

(1)北部地域

それでは、地域ごとにご説明いたします。なお、別冊資料に各地域ごとのまちづくり方針図を記載していますので、あわせてご覧ください。

まず、『北部地域』では、地域の将来像を、「古代からの歴史資源、豊かな自然資源を活かし、誇りと愛着を育むまち」に設定し、まちづくりの目標を、まず「1) 駅周辺や地域拠点のまちづくり」とし、「ア 北信太駅、信太山駅周辺の利便性を向上します」など、2つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「2) 古い住宅団地や防災上問題のある市街地などでの、安全・安心なまちづくり」では、「ウ 住民の高齢化が進む住宅団地において、より快適な生活環境を整えていきます」など、3つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「3) 古代からの歴史、信太山丘陵の自然など資源を守り活かしたまちづくり」では、「カ 信太山丘陵や惣ヶ池周辺などの自然を保全し、活用できるように整備を推進します」など、5つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

(2)北西部地域

10ページをご覧ください。

『北西部地域』では、地域の将来像を「都市拠点としての機能が充実し、みどり豊かな空間や魅力的な地域資源を活かすまち」に設定し、まちづくりの目標を、まず「1) 都市拠点、医療拠点としてのまちづくり」とし、「ア 和泉府中駅周辺の都市機能の充実を図ります」など、4つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「2）良好な住環境と働く場が調和したまちづくり」では、「オ 良好な住環境の保全・育成を図ります」など、4つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「3）みどり豊かな環境や地域資源を活かすまちづくり」では、「ケ みどり豊かな生活環境を保全・創出していきます」など、3つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

(3)中部地域

次に、『中部地域』では、地域の将来像を、「住宅、産業、自然など多様な特徴を活かした、魅力的な暮らしのあるまち」に設定し、まちづくりの目標を、まず「1）都市拠点、産業拠点、まなびの拠点としてのまちづくり」とし、「ア 和泉中央駅周辺の都市機能の充実を図ります」など、3つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「2）住宅地、市街地、集落のそれぞれの魅力を高めるまちづくり」では、「エ ニュータウンなどの計画的な住宅地では、良好な住環境の維持向上のための取組みを進めます」など、3つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

11ページになりますが、目標「3）自然環境を活かし、地域の交流をつくりだすまちづくり」では、「キ 松尾寺公園や光明池緑地、槇尾川や松尾川、ため池などの自然環境を保全し、活用します」など、4つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

(4)南部地域

次に、『南部地域』では、地域の将来像を、「自然と共生しながら、都市農村交流により、地に足の着いた活性化を目指すまち」に設定し、まちづくりの目標を、まず「1）暮らしやすい地域づくり」とし、「ア 集落環境の整備を進めます」など、3つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「2）活力を呼び込む地域づくり」では、「エ 人口減少対策のための取組みを進めます」など、4つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

次に、目標「3）地域活性化のための拠点づくり」では、「ク 南部リージョンセンターを活性化拠点として充実します」など、2つのまちづくりの方針を設定し、取り組むこととしております。

以上が、地域別構想の主な内容でございます。

IV 取組みテーマ別構想

続きまして、『IV 取組みテーマ別構想』についてご説明いたします。

取組み別テーマ構想は、将来都市像や都市計画の目標の実現に向けて、市民と行政の協働による重点的な取組みの方向性を示すものです。そのため、テーマごとの具体的な取組だけではなく、その取組の中での行政や市民・事業者の役割についても整理しております。

なお、具体的な取組み内容については、全体構想の分野別方針や地域別構想のまちづくりの方針に位置づけたものを盛り込んでいます。

それでは、テーマごとに説明させていただきます。

まず、『1. 住みたい・住み続けたい良好な住環境づくり』では、「ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成」、「良好な農山村集落環境づくり」、「安全で利便性の高い道路の整備・充実」、「コミュニティの維持及び活性化の推進」に取組みます。

12ページになりますが、その取組みにおける市民・事業者の役割として、「自宅などの建築の際、法令の遵守及び周辺の建物との調和や緑化への配慮」、「まちづくりに関する各種制度の活用」、「地域コミュニティレベルの活動への参加」、「地域住民による拠点機能の積極的な活用」がございします。

また、行政の役割として、「都市基盤・生活基盤などの整備」、「まちづくりに係る住民の自発的な活動のサポート」がございします。

続きまして、『2. 子育てが楽しくなる環境づくり』では、「公園・緑地などの充実」、「地域学習・環境教育の推進」、「教育施設などの充実」に取組みます。

その取組みにおける市民・事業者の役割として、「公園や歴史文化遺産など地域資源の積極的な活用」、「公園の維持管理活動や身近な環境保全活動への参加」、「地域と連携した子育てを応援する取組み」がございします。

また、行政の役割として、「公園や教育施設などの計画的な整備や維持管理」、「市民の主体的な地域学習・環境教育の支援や情報発信」がございします。

続きまして、『3. 何度も訪れたいくなるまちの魅力づくり』では、「観光ネットワークの形成」、「自然環境や歴史文化遺産などの地域資源の保全・活用」、「道路沿道の景観づくり」に取組みます。

13ページになりますが、その取組みにおける市民・事業者の役割として、「和泉市の歴史や文化を大切にし、学習する」、「道路沿道の美化活動への参加」、「土地利用に際する良好な景観形成への配慮」がございします。

また、行政の役割として、「自然環境の保全及びふれあい空間としての活用」、「歴史文化遺産の周辺整備」、「歴史文化遺産の情報発信」、「道路沿道の良好な街路景観形成に向けた制度の活用」がございします。

続きまして、『4. 都市の活力を生み出す環境づくり』では、「交通ネットワークの充実」、「まちなのにぎわいを創造する土地利用の推進」、「農地の保全・活用」、

「都市農村交流による活性化」に取り組めます。

その取り組みにおける市民・事業者の役割として、「積極的な公共交通機関の利用」、「身近な土地利用の問題へ関心を持ち、良好な住環境や操業環境に向けた取り組みへの協力」、「農地の保全・活用」、「地域資源の価値の再発見とアピール」がございました。

また、行政の役割として、「自然環境との調和や産業振興などにも十分配慮した交通体系の形成」、「都市機能を集約した土地利用」、「幹線沿道における都市の活力を創造する土地利用の促進」、「農地の維持・保全」がございました。

続きまして、『5. 安全・安心なまちづくり』では、「建築物の耐震性の向上」、「防災・減災にかかる市民意識の向上」、「公共施設のユニバーサルデザイン化」に取り組めます。

14ページになりますが、その取り組みにおける市民・事業者の役割として、「防災・減災に関心を持ち、自主防災組織による防災活動への参加」がございました。

また、行政の役割として、「災害に強い都市基盤づくり」、「防災・減災の普及啓発」、「ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備」がございました。

以上が、取り組みテーマ別構想の主な内容でございます。

V 都市計画マスタープランの実現に向けて

続きまして、『V 都市計画マスタープランの実現に向けて』についてご説明いたします。

この都市計画マスタープランの実現には、行政が積極的な取り組みを推進することはもちろんのこと、市民や事業者も主体的にまちづくりに参画し、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解しながら、協働してまちづくりを進めていくことが不可欠であることから、協働のまちづくりを推進するための取り組み方針を示します。

また、行政による事業・施策の取組方針やまちづくりの成果を定期的に把握し、改善に結びつけるための取組みなど、都市計画マスタープランの運用・推進方策や進行政管理方法を示します。

それでは、「1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進」についてご説明いたします。

まちづくりの主人公は、そこで生活する市民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで和泉市をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識のもと、市民自らが自分たちの住むまちへの関心を高め、主体的にまちづくりに取り組む必要がございます。

これからの本市のまちづくりは、市民や事業者が主体となり、行政はこれらの活動を支援することも含め、市民・事業者・行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のも

とで『協働によるまちづくり』を進めることとしています。

それぞれの役割は14ページから15ページにかけての表に記載のとおりでございます。

まず、市民の役割としては、「市民は、まちづくりの主役として、その地域のあり方やまちづくりに関する知識を身につけ、まちづくりへの理解を深めます。」など、3つの役割を示しております。

事業者の役割としては、「事業活動などを通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としてまちづくりに対する理解を深め、地域社会と調和を図りながら、公益的な活動に参加・協力します。」など、3つの役割を示しております。

行政の役割としては、「都市計画マスタープランに基づき、市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域地区などの指定や都市基盤整備など、行政でなければできない取組みを担います。」など、3つの役割を示しております。

また、協働によるまちづくりを進めるために行政の取り組む内容を5つ記載しています。

まず、「都市計画マスタープランの周知」でございます。市民や事業者にまちづくりへの積極的な参加を促すとともに、お互いに本市の将来像を共有するため、都市計画マスタープランの周知に努めます。

2つ目は、「まちづくりに関わる情報の提供」でございます。都市計画の指定状況や関連する数値情報、事業の進捗状況やまちづくりの支援制度などについて、広報やホームページなど多様なメディアを活用して市民に発信し、情報提供・共有を図ります。

3つ目は「まちづくり活動の主体づくり」でございます。町会・自治会などを地域のまちづくりの中心的な担い手として位置づけつつ、多様なまちづくり活動を支える和泉ボランティア・市民活動センター「アイ・あいロビー」や、地域社会へ還元できるカリキュラムで構成する「いずみ市民大学」などの活用により、市民主体のまちづくり活動の活性化を図るとともに、まちづくりの担い手の育成を図ります。

4つ目は「市民主体のまちづくり活動の支援」でございます。住宅まちづくり活動に取り組む協議会への助成金交付制度や市民活動拠点を活用した市民主体のまちづくり活動への支援などによって、より良いまちづくりを推進します。

最後に、「市民発意のまちづくり制度の活用促進」でございます。都市計画の決定や変更を土地所有者などが行政に提案できる都市計画提案制度や地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める地区計画制度などを活用し、地域の合意形成に基づくこれらの制度の活用を積極的に進めていきます。

続きまして、「2 効率的な都市計画行政の推進」についてご説明いたします。

都市計画マスタープランに基づく都市計画行政を効率的かつ効果的に進めていくための取組みとして、「(1) 推進体制の確立」、「(2) 個別計画の策定、見直し」、

「（３）財政基盤の確立」、「（４）民間活力の積極的な導入」、「（５）広域的な連携・協力体制の強化」の５つを位置づけます。

次に、「３ 都市計画マスタープランの進行管理」についてご説明いたします。

本マスタープランの目標年次は２０年後の平成４７年ですが、今後の社会情勢の変化などによる新たな課題や市民ニーズに柔軟に対応するために、進行管理を行いつつ、１０年後または社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本マスタープランの見直しを行うこととします。

進行管理方法について「（１）PDCAサイクルの運用」でございます。PDCAサイクルとは、「計画」「実行」「評価」「改善」サイクルを表し、この４段階を繰り返すことによって都市計画マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを検証します。

なお、中間見直しの際には市民意見を反映させる仕組みを検討します。

「（２）計画の評価」でございますが、都市計画の目標については、市民意向調査（アンケート）を活用し達成度を測ります。また、分野別まちづくりの方針については、事務事業評価や統計データの活用により達成度を評価します。

最後に、「（３）見直し段階での市民参加」でございますが、計画策定や進行管理への市民参画を積極的に呼びかけ、見直しのプロセスにおいて市民意見やアイデアの適切な反映に努めます。

なお、計画の評価と見直しの状況を適宜公開し、その結果及び内容がどのようにまちづくりに反映されたかわかるような形で公表します。

以上、長くなりましたが、「第２次和泉市都市計画マスタープラン（案）」の概要についてのご説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

【司会】

只今、説明が終わりました。

何か聞き漏らされた点やご不明な点がございましたら、挙手のうえ宜しく願いたします。

【参加者①】

都市計画マスタープランに記載されている地域の内容について、市は地域住民と一緒にディスカッションできる場を持つ予定はありますか。

【事務局】

都市計画マスタープランを進行管理する上で、アンケートになるのか地域に入っ話の話し合いになるのかは今後具体的に構築していくことになります。

【参加者①】

住民が主体となってまちづくり協議会を立ち上げるということが書かれていますが、そういうところに一緒に参加して話をさせていただけるのですか。

【事務局】

もちろん可能です。まちづくり協議会としてお声掛けいただければ可能な範囲で一緒に進めていければと思っています。

【参加者②】

和泉市にまちづくり協議会はどれくらいあるのですか。

【事務局】

まちづくり部門の協議会として把握しているのは2地区です。

【参加者③】

この都市計画マスタープランは、どの部署も把握しているのですか。

【事務局】

都市政策課が単独で作っているわけではなく、道路部局や公園部局など、まちづくりに関わる様々な課の意見を吸い上げて作成しています。

【参加者③】

都市計画マスタープランに書いてある通りに地域が活動しても、行政の中で連携が取れていないと「絵に描いた餅」にしか過ぎなくなるので、そのあたりをきっちりとしていただきたい。

【事務局】

地域の皆様と関係課と一緒に作り上げてきたものになるので、「絵に描いた餅」にならないように積極的に計画を推進していきます。

【参加者④】

自治会の中でも戸建住宅とマンションとの住人の間で温度差があるように思う。マンションでは人口は多いけれど、こういう話し合いの場にはあまり出てこない。

公民協働が謳われているが、こういった活動に参加する人は毎回決まっている。やらない人はとことんやらない。自分が住んでいるまちに愛情がないのではないかと感じてしまう。

これから先を見据えて、協働がうまくいくように、行政の方で舵取りをお願いした

い。

【事務局】

地域コミュニティによって様々な課題があるので、地域から声をあげていただいて、それに対して行政が支援などの対応をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

【参加者⑤】

市民の協力が必要で、市民の意見を聞いてくれるという内容になっていますが、先日の住民投票を見ても分かるとおりに、書いている内容とかけ離れているのではないかと考えています。

市民に協力、協力と言いますが、果たしてどれだけまちづくりに反映しているのか、意見を聞いていただけるのか、これが非常に疑問に思いますので、しっかりと考えていただきたいと思います。

【事務局】

貴重なご意見として承り、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

【参加者⑥】

こういう場に来ていつも思うのは、若い人がいないな、と。

先日、小学校で、地域の課題などを調べるという授業があったのですが、そういう意見もなぜ市は吸い上げないのですか。たとえば、小学校・中学校・高校・大学の各校が集まって発表しあう場を作ってみたらどうでしょうか。毎年行えば、自然と地域住民もまちづくりに対して興味を持つのではないのでしょうか。行政が持つ発信力を使って、まちづくりを盛り上げて欲しいと思えます。

【事務局】

これまで、行政からの発信力という部分が課題ではありましたが、「いずみアピール課」という専門部署を立ち上げ、和泉市のPRを積極的に行っているところでございまして、施策に関しても積極的に情報発信し推進していくところでございまして、ご理解よろしくお願いたします。

(その他質疑なし)

【司会】

他にご質問等ないようですので、このあたりで質疑を終了したいと存じます。

なお、本日ご説明いたしました第2次和泉市都市計画マスタープラン(案)ですが、

5月11日（月）までパブリックコメントを実施しておりますので、ご意見等ございましたら、手続きの程よろしくお願いたします。

本日は、これもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上